

千葉県感染拡大防止対策協力金（第6弾）の申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第6弾：要請期間は令和3年4月1日から4月19日）につきまして、令和3年4月23日から申請の受付を開始することとしましたので、お知らせします。

※まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、要請期間が令和3年4月1日から4月19日までに変更となっています。

（変更前：令和3年4月1日～4月21日）

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年4月23日（金）から令和3年6月18日（金）まで
※郵送申請の際の宛先は、4月22日に専用ポータルサイトに掲載予定です。
※申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、後日専用ポータルサイトに掲載するとともに、4月23日から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

2 専用ポータルサイト【令和3年4月20日（火）正午開設】

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

【アドレス】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

（上記は第1弾から第5弾までと共通のページになりますので、アクセス後、第6弾ページへのリンクを選択してください。）

3 本協力金に関するお問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第5弾までと共通）

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

第1弾、第2弾の再受付の「申請要領・様式」も4月23日から市区町村役場、商工会及び商工会議所で配布します。

千葉県感染拡大防止対策協力金（第6弾）の概要等

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、店舗ごとに支給する。

2 対象要件（全期間共通）

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者（個人事業主を含む）
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと（終日休業を含む）。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

3 第6弾の概要（時短要請期間：令和3年4月1日～令和3年4月19日）

- 対象事業者 要請期間中、営業時間を21時まで（酒類の提供は11時から20時）に短縮していただいた、県内で飲食店を運営する事業者等
- 支給額 一律76万円（1日4万円×19日）（全期間御協力いただくことが必要）
※まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い要請期間が変更となっています。
（変更前：令和3年4月1日～4月21日）
これに伴い、支給額も変更となっています。

(参考)

(1) 第1弾（時短要請期間：令和2年12月23日～令和3年1月11日）

- 対象事業者 要請期間中、営業時間を22時までに短縮していただいた、東葛地域及び千葉市において酒類提供を行う飲食店を運営する中小企業者等
（東葛地域：市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市）
- 支給額 一律80万円（全期間御協力いただくことが必要）

(2) 第2弾（時短要請期間：令和3年1月8日～令和3年2月7日）

- 対象事業者 要請期間中、営業時間を20時まで（酒類の提供は11時から19時）に短縮していただいた、県内で飲食店を運営する事業者等
- 支給額
 - ①東葛地域及び千葉市の飲食店
 - ア 酒類を提供する飲食店（通常20時より後も営業している方）
1月8日から新たに御協力いただいた場合 最大186万円
※第1弾の支給対象となる事業者においては、1月8日から11日の給付額は1日あたり2万円となります。（第2弾：6万円と第1弾：4万円の差額）
 - イ 酒類を提供しない飲食店（通常20時より後も営業している方）
1月12日から御協力いただいた場合 最大162万円
 - ②東葛地域及び千葉市以外の飲食店（通常20時より後も営業している方）
1月12日から御協力いただいた場合 最大162万円
- ※ 県全域で、1月16日から26日までに御協力いただいた場合は一律78万円